

# 1 委員会審議経過

## 【内閣委員会】

### (1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院国民生活に関する調査会長提出（衆議院継続審査）1件の計5件であり、そのすべてが成立した。

また、本委員会付託の請願12種類86件のうち、2種類5件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の待遇等に関する法律案は、軍備管理若しくは軍縮又は人道支援の分野における国際社会の努力に積極的に貢献し、また、諸外国との相互理解を一層深めるためには、防衛庁の職員を国際機関等に派遣することが必要であるにもかかわらず、防衛庁の職員については、国際機関等に派遣された職員の待遇等に関する制度が整備されていない状況にかんがみ、一般職の国家公務員等と同様に、安んじて派遣先の業務に従事できるよう、派遣された職員の給与、災害補償等の待遇等を整備しようとするものである。

本法律案については、10月19日、本法律の必要性、派遣対象となる国際機関等の範囲、国際機関等で従事する業務の内容等について質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年8月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであり、その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び宿日直手当の額の改定を行うとともに、特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情により移転等をした官署に在勤する職員の調整手当、単身赴任手当を支給される職員で配偶者等が居住するための住宅を借り受けているものの住居手当及び官署を異にする異動等に伴い通勤のため新幹線鉄道等を利用する職員の通勤手当について特例措置を講ずること等を行おうとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い特別職の職員の給与の額を改定しようとするものである。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、調整手当についても一般職と同様の特例措置を講じようとするものである。

以上の給与関係3法律案については、10月19日、一括して議題とし、質疑が

行われた。質疑終局後、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は、全会一致をもって原案どおり可決され、また、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

高齢社会対策基本法案は、第132回国会において本院の国民生活に関する調査会長より提出され、衆議院において継続審査となっていたものである。

その主な内容は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、高齢社会対策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、大綱の作成、国会への年次報告の提出、高齢社会対策の基本となる事項、高齢社会対策会議の設置等を定めようとするものである。

11月7日、趣旨説明を聴いた後、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

#### 〔国政調査等〕

第133回国会閉会後の8月24日、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行った。

委員会においては、一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について人事院総裁から説明を聴いた後、同件等について質疑が行われた。

10月19日、前国会閉会中に実施された委員派遣の報告を行った。委員派遣は、国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度等の実情調査を目的に9月5日から7日までの3日間、静岡県及び愛知県において、航空自衛隊浜松基地、三菱重工業名古屋航空宇宙システム製作所小牧南工場、国立療養所中部病院長寿医療研究センター等を視察した。

## (2) 委員会経過

### ○平成7年8月24日（木）（第133回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について弥富人事院総裁から説明を聴いた後、同件等について江藤総務庁長官、野坂内閣官房長官、弥富人事院総裁、総務庁、人事院及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成7年10月19日（木）（第1回）

- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。
- 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の待遇等に関する法律案（閣法第16号）について衛藤防衛庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、野坂内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第16号） 賛成会派 自民、平成、社会  
反対会派 共産
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）  
(衆議院送付)  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）  
(衆議院送付)  
以上両案について江藤総務庁長官から趣旨説明を聴き、  
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）  
(衆議院送付)について衛藤防衛庁長官から趣旨説明を聴き、  
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）  
(衆議院送付)  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）  
(衆議院送付)  
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）  
(衆議院送付)  
以上3案について衛藤防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、  
いずれも可決した。

（閣法第10号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産  
反対会派 なし

（閣法第11号） 賛成会派 自民、平成、社会  
反対会派 共産

（閣法第12号） 賛成会派 自民、平成、社会  
反対会派 共産
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年11月7日（火）（第2回）

- 高齢社会対策基本法案（第132回国会参第6号）(衆議院送付)について提出者国民生活・経済に関する調査会長鶴岡洋君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(第132回国会参第6号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産  
反対会派 なし

○平成7年12月14日(木)(第3回)

- 請願第42号外4件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外80件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案(4件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
10	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	7.10.13	7.10.18 (予備)	7.10.19 可決	7.10.20 可決	7.10.13	7.10.19 可決	7.10.19 可決
11	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	"	10.13	10.18 (予備)	10.19 可決	10.20 可決	10.13	10.19 可決	10.19 可決
12	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	"	10.13	10.18 (予備)	10.19 可決	10.20 可決	10.13	10.19 可決	10.19 可決
16	国際機関等に派遣される防衛庁の職員の待遇等に関する法律案	参	10.13	10.18 可決	10.19 可決	10.20 可決	10.13 (予備) 安全保障	10.20 可決	10.20 可決

・本院議員提出法律案(1件)

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院での受領月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1 3 2 6	高齢社会対策基本法案	国民生活に関する調査会長 鈴木 省吾君 (7.6.2)		7.11.7	7.11.7 可決	7.11.8 可決	7.11.8 可決	7.9.29	7.11.7 可決	7.11.7 可決

## (4) 成立議案の要旨

### 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

#### 【要 旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成7年8月1日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 全俸給表の全俸給月額を引き上げる。
- 2 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を30万2,900円（現行29万9,000円）に引き上げる。
- 3 扶養手当について、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を1人につき月額2,500円（現行2,000円）に引き上げる。
- 4 調整手当について、特別の法律に基づく官署の移転に関する計画等により移転した官署に在勤する職員には、移転前の支給割合等を段階的に引き下げた割合による調整手当を支給する。
- 5 住居手当について、単身赴任手当受給職員で、配偶者等の居住する住宅に係る家賃を負担するものに対し、職員が自ら居住することとした場合の手当額の2分の1相当額を支給する。
- 6 通勤手当について、官署を異にする異動等に伴い異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用する必要となった職員等に対し、特別料金等の2分の1相当額を月額2万円を限度として支給する。
- 7 宿日直手当の支給額の限度額を引き上げる。
- 8 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額3万8,300円（現行3万8,000円）に引き上げる。
- 9 本法律は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。ただし、住居手当、通勤手当及び宿日直手当に関する改正規定は平成8年1月1日から施行する。

### 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

#### 【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官等の俸給月額を引き上げる。

- 2 大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 3 秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 4 常勤及び非常勤の委員に支給する日額手当の限度額を引き上げる。
- 5 本法律は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

## 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）

### 【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を10万4,200円（現行10万2,800円）に引き上げる。
- 3 特別の事情により移転等をした官署に在勤する職員に対し、移転前の支給割合を段階的に引き下げた割合による調整手当を支給する。
- 4 本法律は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

## 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の待遇等に関する法律案

（閣法第16号）

### 【要 旨】

本法律案は、軍備管理若しくは軍縮又は人道支援の分野における国際社会の努力に積極的に貢献し、また、諸外国との相互理解を一層深めるためには、防衛庁の職員を国際機関等に派遣することが必要であるにもかかわらず、防衛庁の職員については、国際機関等に派遣された職員の待遇等に関する制度が整備されていない状況にかんがみ、一般職の国家公務員等と同様に、派遣された職員の給与、災害補償等の待遇を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき、又は我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等の要請に応じ、これらの機関等の業務に従事させるため、職員を派遣できるものとする。
- 2 派遣職員の業務は、軍備管理又は軍縮に関する条約その他の国際約束で我が国が締結したものに基づいて行う査察その他の検証又は技術上の協力、人道的精神に基づいて行う医療その他の援助、学術に関する研究又は教育等とする。

- 3 派遣職員は、派遣期間中、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは、職務に復帰するものとする。
- 4 派遣職員には、派遣期間中、俸給、扶養手当、調整手当、住居手当、営外手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給できるものとする。
- 5 派遣職員が派遣先の機関の業務に関し災害を受けたときは、公務上の災害を受けたものとみなして障害補償等を行い、国家公務員等共済組合法による障害共済年金の支給等ができるものとする。
- 6 退職手当の算定については、派遣期間を職員としての在職期間としてそのまま通算することとする。
- 7 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することができるものとする。
- 8 派遣職員が職務に復帰したときの任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失すことのないように適切な配慮が加えられなければならないものとする。
- 9 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

## 高齢社会対策基本法案（第132回国会参第6号）

### 【要旨】

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、高齢社会対策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項、高齢社会対策会議の設置等を定めようとするものであって、主な内容は次のとおりである。

#### 1 基本理念

国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できるよう、高齢社会のあるべき姿として、公正で活力ある社会、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、豊かな社会を構築することを基本理念として定めてい る。

#### 2 基本的施策

基本理念を実現するため、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境の4つの分野について施策の基本となる事項を定めている。

#### 3 施策の大綱

政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社

会対策の大綱を政府が策定することを定めている。

#### 4 年次報告

政府が毎年、高齢社会対策の実施の状況及び講じようとする施策等について国会へ報告することを定めている。

#### 5 高齢社会対策会議

内閣総理大臣を会長とし、関係行政機関の長を委員とする高齢社会対策会議を設置し、その役割として、高齢社会対策について、大綱の案の作成、必要な関係行政機関相互の調整、その他の重要事項の審議及び対策の実施の推進を定めている。